

名稱

トアリ、猶ホ年官年爵篇ヲ參看スベシ、

〔有職問答一〕一准后事

俗體、法體、女房にも有之、但清花には希也、

北畠に任じ候事候由被仰出候、其分候哉、

親房卿於南朝宣下也、當朝には雖不可用之、于今准后と稱來候、

〔官職難儀〕准三后とは、太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮の三に准ずる事なり、后の宮にて有を、男又法

中になさる、事道理に叶はぬ様なれど、貞觀十三年に、忠仁公、准三后年官年爵、封戸等を賜はら

る、是は官爵封戸を給らん爲なり、年官年爵とは春除目に諸國の掾一人、目一人、秋除目に内官を

給、叙位に叙爵を一人給る也、給をば誰にても申任じ給ふ事なり、又法中に成給ふは、光明峯寺關

白の御息、御室法助と申せしに、御母儀政所准后にてわたり給ひしを、讓申されたるより此かた

例となりて皆成給ふなり、三后とも三宮ともいづれへも申なり、同事也、准后とは中略したる事

也、

〔准后准三后考〕謹て按ずるに、略中、桓武より後は、代々、皇后宮、中宮、二宮を並置かれしなり、

此事は、むづかしき事にて、其説長ければ、先大略を云ふすなり、略中、然るに又近き代には、女御よ

りすぐに中宮に立給ふといふこともなく、多くは准后の宣旨を行はる、例になりたり、思ふに

是は其初より女御にはましますます、女御代にておはします、が故に、又中宮に准せられて、准后の

宣旨ありて、後々には院號を參らせらる、事にぞあるべき、

准后宣下式

〔柱史抄下宮〕准三宮事

内親王、并女御、帝外祖母、執政臣等、多有此事、當日内記參入、上卿著、仗座、召内記、内記參、軾、仰云、某可

准三宮、口内記退、歸成、草參進、内覽奏下、如恒、次持、參清書、覆奏之後、上卿還座、内記口退、上卿召